

令和8年度実施

観光地づくり 加速化補助事業

もっと快適に、
もっと安全に、
もっと魅力的に。

宿泊事業者の
皆さまへ

地域にしかない魅力を、より快適に、より安全に、より伝わるかたちへ。

観光地づくり加速化補助事業は、省力化や受入機能の向上、
観光コンテンツの充実化などを支援し、地域の特性を活かした
観光地づくりを加速します。

補助対象者

宿泊事業者(ホテル・旅館・簡易宿所)

補助率

1/2以内

補助上限額

1宿泊施設
200万円 (上限額)

対象経費

設備導入・備品購入(次の項目に合致するもの)

- 【1】省力化による利便性の向上等
- 【2】旅行者の安全・安心
- 【3】観光コンテンツの充実化
- 【4】その他受入環境整備(多言語対応、オーバーツーリズム対策など)

公募期間

2026年 2026年
8月3日(月)～10月30日(金) 当日消印有効
予算上限に達した場合は、終了となります。

申請方法

- 郵送
- メール

※送料は事業者様
ご負担となります



申請書類・申請の手引きダウンロード方法

WEBサイトは
こちら ▶▶▶



補助事業専用Webサイトよりダウンロードできます。
※インターネット環境のない方は事務局より郵送などでお送りさせていただきます。事務局までご連絡ください。

URL : <https://www.destilab.pref.hokkaido.lg.jp/>

申請書類

以下の書類が必要となります。
提出書類の詳細につきましては、申請の手引きまたは補助事業専用Webサイトよりご確認ください。

申請時必要書類	補助金等交付申請書(第1号様式)
	資金収支計画書(第2号様式)
	事業計画書(第3号様式)
	誓約書(第4号様式)
	旅館業法営業許可証の写し
	道税を滞納している者でない事を確認できる書類
	工事や製品等の見積書の写し(単価50万以上のものは2社以上の見積書)
	その他知事が必要と認めるもの
工事完成届	補助事業に係る建設工事が完成した時は要提出(第14号様式)
実績報告時必要書類	実績報告書(第10号様式)
	事業実績書(第11号様式)
	補助金等精算書(第12号様式)
	事業精算書(第13号様式)
	支出した経費の事実を証明する領収証等
	その他知事が別に指示する書類
	(例)購入品を箱から出した写真 (例)保証書の写し(事業者名を記入したもの) など
補助事業の明示	補助事業者は「北海道宿泊税」を活用している旨の表示が必要

補助対象例/活用例

宿泊事業者の場合

1 合宿や大会参加者用に設備を導入する場合

サービス向上メニュー	導入設備
利便性の向上	洗濯機、乾燥機、アイロン等
快適性の向上	大画面テレビ、エアコン、空気清浄機、遮音・吸音設備等
食事管理の向上	大型炊飯器、大型グリル等の調理機器等

2 障がい者や高齢者等の通院者用に設備を導入する場合

サービス向上メニュー	導入設備
利便性の向上	トイレや浴室のバリアフリー化、貸出用車いす等
安全性の向上	スロープ、手すりの設置等

3 ビジネス・長期滞在者用に設備を導入する場合

サービス向上メニュー	導入設備
利便性の向上	洗濯機、乾燥機、ズボンプレスサー、プリンター、コンセントの増設等
食事管理の向上	IH調理器、電子レンジ等

4 子育て世代用に設備を導入する場合

サービス向上メニュー	導入設備
利便性の向上	ヘアドライヤー、ベビーベッド、コンパクト洗濯機、おむつ交換・授乳室等
安全性の向上	ベッドガード、ベビーカー、手すりの設置等
快適性の向上	タブレット、エアコン、空気清浄機、遮音・吸音設備等